

ご確認ください！

幼児教育・保育の無償化 認定申請について

幼稚園利用料が全額無償

子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園に通う満3歳から5歳児までの子供は、幼稚園利用料が全額無償化されます。

預かり保育月額1万1,300円まで無償

区から保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子供は、預かり保育利用料が月額最大1万1,300円まで無償化されます。

※預かり保育には、認可外保育施設等を含みます。（幼稚園によっては含まれないため、在籍幼稚園にご確認ください。）

※月額の上限は（450円×利用日数）となり、利用日数に応じて変動します。（月額最大1万1,300円まで）

※満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償化の対象となり、月額最大1万6,300円まで無償化されます。

預かり保育無償化の対象になるには、まずは認定申請書の提出が必要です。

該当する方は、認定申請書を在籍幼稚園へご提出ください。

下記チャートを参考に、該当の有無をご確認ください。

スタート

預かり保育を利用する

NO

申請の必要はありません。

YES

保育の必要な子供である

NO

預かり保育無償化の対象ではありません。

YES

申請書の提出が必要です。
裏面をご確認ください。

ご確認ください！



保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。



無償化手続きの流れ

預かり保育の利用料は、保護者の方が、**① 保育の必要性の認定を受け、② 利用した施設等に利用料を支払い、③ 支払った利用料に対する給付を区に請求する**ことで、負担した利用料に相当する給付を区が保護者に支払い無償化されます。

STEP1：区の認定を受ける

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類（※）を添付してください。
- ・※様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。
- ・認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書が届きます。

STEP2：利用した施設等に利用料を支払う

- ・認定を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。
- ・利用した施設等から発行される領収書は、給付金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

STEP3：支払った利用料に対する給付を区に請求する

- ・請求は年4回の受付（7月、10月、1月、4月）を予定しています。
- ・請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。
- ・後日、指定した口座に給付金が振り込まれます。

<振込時期>	9月（4～6月利用料分）
	12月（7～9月利用料分）
	3月（10～12月利用料分）
	6月（1～3月利用料分）